Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-06-08

『御湯殿上日記』の基礎的研究 : 執筆方法・執筆者について

北上, 真生

(Citation)
國文論叢,37:52-71

(Issue Date)
2007-03

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81011609

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011609

『御湯殿上日記』の基礎的研究

――執筆方法・執筆者について――

北上真生

はじめに

『御湯殿上日記』（以下、『御湯殿』）は、途中欠けるところはあるものの、文明九年（一四七七）より文政九年（一八二六）に至る約三百五十年にわたり、禁中女房によって女房詞を用いて仮名書きで記された日次記である。主に神事、仏事、公事、進献、年貢出納、廷臣・神官・僧侶の人事、女官の進退について記され、公的性格を強く帯びた記録である。このように公的記録が女房によって営々と三百五十年もの長きにわたり書き継がれたということは、日本国内外において過去に例をみない。記載年月の長さと女房が公的記録を仮名書きで記したという点に『御湯殿』の存在意義を見出し得るのである。

しかし、記録であるがために、専ら歴史資料として用いられ、『御湯殿』そのものについての研究は活発とは言い難い現況にある。「内の女房」により「日次」の形式で「仮名」によって「公事」に関する内容が「記録」されるという、文学史の〈女房日記〉概念と単純には重ならない相貌を見せる『御湯殿』を、単なる記録・史料として捉えるのではなく、宮廷女房の地位や営みの変遷を辿るという観点から研究される必要があるのではなかろうか。そうすることによって、『御湯殿』の実態がより明らかになるとともに、中古・中世における女流日記文学の質的変化や『弁内侍日記』『中務内侍日記』以後、宮廷女房文学が影を潜めた一因を探ることも可能になろう。つまり、武家の台頭による宮廷の没落・衰微のみが宮廷女流文学の伝統が途絶えてしまう理由ではないのである。

本稿は、かかる問題点を解明する手始めとして、中世末期・近世初頭における後宮の実態を見据えつつ、『太后御記』以来の女房日記の伝統と系譜の上に成立した『御湯殿』の執筆方法や執筆者を検討し、女房日記の構造の一端を明らかにしようとする試みである。

まず、執筆方法・執筆者を考察するに際しての問題点を挙げてみたい。『御湯殿』は、冒頭で紹介したように、内容的に公的性格の強いものとなっている。よって、女房の中でも公事に精通し表向きとの交渉に従事する女房が執筆に当ったことが推測される。

また、三百五十年間にわたって記事内容・記述の仕方が一定しており、執筆にあたって何らかの方式に従って執筆されていたものと思われる。このことについて、是澤恭三氏は、「大体一定の型に依り、記載の範囲も凡定まっていたものと考えられる。又その記載せられた記事を審査する役目の人—或は至尊ではないかとも考えられる—があったのではないかと考えられる点がある」[1]と指摘されている。私も是澤氏の述べておられるように、『御湯殿』は一定の方式に従って記され、その記事が審査されていたものと考える。

『御湯殿』の執筆者については、和田正夫氏[2]が内侍司の典侍・内侍と論じられ、是澤恭三[3]・小高恭両氏[4]は、勾当内侍以外の典侍・内侍によって執筆され、勾当内侍は別に日記を付けていたとされている[5]。脇田晴子氏も是澤氏の論を受けつつも、『御湯殿』には勾当内侍の管轄に属する渉外部分、特に女房奉書の発給に関する記事が見受けられないことから、勾当内侍を執筆者から除外しておられる[6]。しかし、『御湯殿』の記録期間と同時期に勾当内侍の記した日記は存在（遺存）せず、勾当内侍が記した日記の存在を示す明確な記事も管見に入っていない。是澤氏は、勾当内侍が記した日記の存在について、その根拠を示しておられないので、再検討してみる必要がある。また、後で詳しく考察していくが、『御湯殿』の記事中において女房奉書の発給に関する記事は多々見られ、脇田氏の示しておられる問題点も再検討してみる必要がある。

まず、執筆者・執筆方法について私の結論を述べると、『御湯殿』は、和田氏以下の三氏が指摘されるような女房が輪番で女房の見聞きしたことを日毎に書き付けたものではなく、『御湯殿』の編集プロジェクトチーム的なものがつくられ、その構成員が男官によって記された記録類を参考にして後日、半月・一ヶ月単位でまとめて編集したものと考える。そして、編集には勾当内侍を総轄者（記事の審査にあたる役目）とし、大御乳人（命婦の次官で勾当内侍の事務を補佐することが職掌の女房）・右京大夫以下の三大夫[7]が主に携わっていたと考える。

かく考える理由を示せば、以下の通りである。

一、男官による記録の引勘が間々あること。
二、日付の誤りが多く、後にまとめて記した形跡があること。
三、日記の内容が勾当内侍の職掌と合致すること。
四、日記中において、勾当内侍（長橋局）・大御乳人・右京大夫には他の女房に比べ敬称「殿」が余り付されていないこと。
五、『御湯殿』を継承して記されたとされる『長橋局日記』は、その記主を勾当内侍（長橋局）としているが、原本（宮内庁書陵部蔵）を調査してみると、複数の女房によって執筆されたものを編集した形跡があり、『長橋局日記』と類似する性格・様式を持つ『御湯殿』もこのような執筆方法が採られたと考えられること。

これらの五点について、章を改めて詳しく考察していきたい。

一　男官による記録の引勘について

『御湯殿』において、正月の四方拝をはじめとする儀式・行事等の模様や上卿・参会者の人名は、弁官から届けられた「散状」[8]によって記しとどめている。『御湯殿』にみられる散状の一例を

以下に示したい。

①四日。御せん（儀）ほう（法）かう（講）はしまる。……。仏前にはのり久朝臣。帥大納言には言つくの朝臣。次第次第に上首さん（殿梅）下の殿上人もちてすゝみをく。くわしくは散状にみえたり。

（『御湯殿』享禄五年四月四日条）

②二十八日。けふはかい（改元）けんにてめてたし。さんしやうにのりたるしゆう。さいおん寺。やなきはら一位。中院大納言。菅中納言。水無瀬宰相。弁経元。しきし（職事）のふ行の弁あつ光。

（『御湯殿』永禄元年二月二十八日条）

③せちゑあり。内弁右大将。実益卿。外弁。このほかいし〳〵（いしいし＝「詳細」を意味する女房詞―※北上注）さんしようにみえたり。……。

（『御湯殿』慶長四年正月一日条）

これらの記事によって、儀式の参会者や模様について散状を参考にして記していたことが理解できる。

次に、この散状が弁官よりどの女房の元に届けられていたのかを検討し、編集者の特定の手懸りを見出してみたい。『御湯殿』に記される主な儀式については散状が多々引勘されていることから、機械的に特定の御内儀の元へ届けられていたものと解するのが妥当と思われる。このことについて、以下に手懸りとなる記事を示したい。

④……。ふしみはんしゆゐん（伏見般舟院）五日の御ほう（法事）しの事しるして。なかはしへもちてまいり。……。

（『御湯殿』永禄元年九月七日条）

⑤ふしみより五日の御ほうしのもくろく（目録）まいる。

（『御湯殿』永禄六年九月七日条）

これらの記事は、伏見に所在し皇室の廟所である般舟院で行われた後奈良院の御法事について記されたものであるが、その法事について記されたものが長橋局（勾当内侍）の元に届けられていたことがわかる。散状とは記されていないが、「御ほうしのもくろく」とあり、散状と同様に見做しても差し支えないものと考える。

また、『実隆公記』文明八年正月二十日条に、

⑥……、今日内侍所臨時、恒例両座御神楽也、仍参内、下姿、……、秉燭以後散状付勾当内侍進上之次、雨脚已甚、雨儀於中門廊下可被行歟之由奏聞、委細聞召了、……、散状注左、

今夜散状付伝奏進武家了、

内侍所臨時御神楽　　内侍所御神楽
所作人　　所作人
本拍子　　本拍子
右衛門督　　俊量朝臣
末拍子　　末拍子
俊量朝臣　　忠久
付歌　　付歌
忠久　久時　　久時
笛　　笛
景益　　―
篳篥
安倍季継
和琴
経郷

人長
安倍季音

とあるように、散状が蔵人頭である三條西実隆より勾当内侍に、武家伝奏の手を経て室町幕府にそれぞれ付されている。この記事から、男官によって記された散状が勾当内侍の元に届けられていたことが知られる。そして、散状を取用して勾当内侍が日記執筆に当たっていたと考えられる。

この他、

⑦……。なのりため秋。こおりかみ申。左衛門少志豊原為秋トアリ。……。

（『御湯殿』元亀三年六月二十五日条）

という具合に、傍線部分に小折紙の書式が見受けられ、「こおりかみ申。……トアリ」とあることから、「小折紙」を引いていることも明らかになる。そもそも小折紙とは、官位官職昇進の申請書であり、奉書紙を横二つ折りにし、さらに縦三つ折りにしたもので、真中に昇進を望む官位官職を記し、左下に現在の官位官職と姓名を記すのが形式である。[9]

『実隆公記』に、

⑧……、酉下刻著衣冠参内、自今日縣召除目被始行、為見物也、

（文明七年正月二十五日条）

⑨……、小折紙之躰、
神祇権少副卜部兼緒
権大納言源雅行
権中納言藤原公興
……（中略）……、
畏入之由、以勾当内侍申入了、除書事了、……、

（文明七年正月二十八日条）

とあり、小折紙が勾当内侍の元に付され、奏覧に供されていたことが知られる。従って、散状と同様に小折紙も勾当内侍によって『御湯殿』執筆に際して取用されていたと考えられるのである。

更に、『御湯殿』の記事に男官によって記された記録類が引勘され、勾当内侍が記録類を塊集していたことを裏付ける決定的な史料を見出し得たので、以下に挙げてみたい。

⑩……、長橋殿参了、去年除目役者・当年叙位・女叙位等役者書之進了、御所望了、御湯殿御日記ニ被付云々、……、

（『言経卿記』慶長七年二月二十二日条）

この記事は、勾当内侍が除目や叙位の参仕者を『御湯殿』に記すために山科言経へ参仕者名を記した記録の進上を要請したという内容である。ここから、少なくとも近世初頭においては、『御湯殿』の執筆に勾当内侍が当たり、その執筆材料を公卿に命じて進上させていたことが明らかになる。散状や目録・小折紙等の記録類が勾当内侍の元に届けられ、編集者である勾当内侍は、これらを参考に儀式の模様や参加者の人名を記していたことが知られる。

この他、『御湯殿』の記事に男官によって記された記録類が引勘されていた裏付けとして、記事中に漢文体が見られることを挙げることができる。『御湯殿』が仮名でもって記されていることは周知のことであるが、その仮名文中にしばしば漢文体がみられるのである。このことからも前に述べたように散状や目録・公卿の記録や書簡等が引勘されていたと考えられるのである。その一例を以下に挙げてみたい。

⑪……。御ふせ未下にては参しかたきよし申て。……。

（『御湯殿』天文二年四月七日条）

⑫……。大夫御れいにまいる。御扇給之。……。

（『御湯殿』天文二十一年三月二日条）

⑬……。歓喜寺正天代官参詣。三か月之分。御撫物等如例。

（『御湯殿』天文二十二年八月十三日条）

傍線部のように、仮名文中に漢文体が混在している。ここから、漢文体で記された記録類を取用していることが窺える。『御湯殿』が公卿の日記を引用していたという事実を裏付けるために、もう少し詳しく見て行きたい。

『実隆公記』に、

⑭……、後聞、今日酉刻陽明准后薨去由、臨終正念云々、数日痢病所労也、今日聊被得減気、無苦悩入滅云々、今年六十二歳、大幸之人也、予数年昵近、殊愁歎無比類、朝之元老也、尤可惜々々、今夜則被出東福寺海蔵院云々、

（永正二年六月十九日条）

とあり、「陽明准后」前関白・太政大臣近衛政家が薨去したことが記されている。それを受けて、

⑮……、勾当内侍以状被命、陽明事清涼殿御簾可被垂之哉、明日御楽可有被延引、凡何ヶ日如御楽可被停止哉、内々可申云々、予申云、如此之事本儀薨奏之後被仰廃朝、其後被垂御簾被止（此事為蔵人方任知哉）音奏警蹕之事也、近代不及次第之儀歟、近大染金剛院（〔二条持通〕）、後如（〔二条〕尚基）法寿院等時如何、被披見御湯殿上日記可有計沙汰哉者、及晩又消息到来、御湯殿上日記不引勘之、東山殿御時被垂清涼殿御簾之由被載之、如何云々、然者自今日三ヶ日昼御座之前御簾可被垂之、廿三日早朝可被捲之歟之由申之了、凡［　］被仰廃朝之後可被巻事也、近代如何［　］尋之、……、

（永正二年六月二十日条）

とある。勾当内侍が三條西実隆へ陽明准后の薨去に際して清涼殿の御簾を垂れ御楽を停止することについて、その次第を尋ねているが、それに対して三條西実隆は『御湯殿』を繙いてみるように返答している。ここから、『御湯殿』の朝廷・公家においての先例故実の典拠となる公日記という性格が看取され、『御湯殿』にその先例の典拠となるものが見つからない場合は、有職故実に精通した公家の意見やその日記が参考にされ、相補われていた実態が推察されるのである。つまり、仮名によって記された女房日記と男性官人によって記された公家日記は、それぞれ隔絶した関係にあるのではなく、相補関係にあるのである。勾当内侍が先例調査に関与していることも重要であろう。

⑯八日、晴、早々勾当局へ可参云々、則向彼御局、勾当内侍被出逢云、御読書始、以誰乎人被触送乎、又御祝義御太刀・御馬なと令拝領乎、先例可申上云々、則向家君御亭、仰旨令申処、記録高尾被置云々、仍与三郎則取遣畢、御返事明日可申入覚悟也、……、九日、晴、……、次御読書之次第昨日御尋之事共返答〻御局〈参、当今御読書始之時、勧修寺中納言より被触之云々、御太刀・御馬拝領勿論云々、儲君読書始可為来廿三日、可令伺候云々、廿三日甲午、時巳、儲君（御歳九、近代御佳例也）、御読書始参勤、於小御所申上之畢、後、御太刀・御馬令拝領、退出、猶別記之云々、此分予書付、御局〈進之畢、……、

（『慶長日件録』慶長九年十二月八日・九日条）

右の条文から、勾当内侍が政仁親王（後水尾院）の御読書始の儀に関する先例について舟橋秀賢に問い尋ねており、舟橋秀賢は家記から儀式にまつわる部分を抜書きして勾当内侍に進上していることが知られる。このように、勾当内侍は記録類を扱うとともに先例調査に深く関与していたのである。以上のことからも、勾当内侍が『御湯殿』の執筆に大きく関わっていたという裏付けの一つとなろう。

⑰六月ゑ四日よりはしまるとて。左小弁むかふよしかんろし（甘露寺）申さるゝ。……。

（『御湯殿』文明十年六月二日条）

⑱てんにん（転任）内ふちん（内府）のき日つゐてまいる。（陣儀）しようけい（上卿）中御かと。弁は右少弁かと。ひろはし（広橋）よりうかゝはるゝ。

（『御湯殿』大永三年三月一日条）

右の⑰の記事から、公家からの伝聞記事が混入していることが知り得る。また、⑱の記事から、内大臣転任の陣儀の別記が参照されているとともに、伝聞の混入が見出せる。『御湯殿』中には、この他に「きゝことなり」「きゝちかへなり」「きこゆる」などの表現から、伝聞に基づく記事が知られる。『元長卿記』文亀二年九月十一日条に

⑲早旦謁長橋局、惣用目六談合也、申定帰宅、……、

とあるように、勾当内侍は甘露寺元長と来る十八日の後土御門院三回聖忌懺法講に関わる総予算の見積書について談合している。三章で詳しく触れるが、勾当内侍は役職柄、男官との交渉が多々あり、その交渉の中での談話や伝聞が記事に反映されているのであろう。

以上に述べてきたように、『御湯殿』は、公卿等の手になった記録類を参看することにより、先例引勘の便宜に供すべく備えられていたのではなかろうか。また、女房日記と公家日記は相補関係にあり、『御湯殿』も男官によって故実の典拠とされていたのである。また、御内儀に供せられるこれらの男官によって記された記録類は、まず公卿たちが各々の日記に記し、または別記を作成し、その後に御内儀用に清書されていたものと考えられる。御内儀の元には早くても数日経てから届けられていたものと考えられ、伝聞記事の混入について考え併せると、『御湯殿』は、日録ではなく後日に編集されたものと推察される。

二　日記の日付について

『御湯殿』は、周知のとおり日次記で、女房によって輪番で日毎に書き付けられていたものとされている。しかし、日記本文をよく考察してみると、日付の誤りが多く、日録されていたという今日までの学説に疑問が生じるのである。

⑳……。これは五日の事こゝにかきまいらする。うつゝなし。

（『御湯殿』天文十七年九月四日条）

右の条文は、五日のことを四日に記し間違えたと記されている。四日のことを五日に書き間違えたというのなら、日録されていたとしても起こり得る間違いであるが、五日のことを四日に書き間違えるということは、日録されていたのであれば起こり得ないことである。

㉑……。花のことけふを昨日にかく。正たゐなし。

（『御湯殿』明応二年七月三日条）

この条文も先程と同様に、今日のことを昨日に記し間違えたという記事である。昨日のことを今日に記し間違えたというのなら理解できるが、今日のことを昨日に記し間違えるなどということは、日録されていたのであれば起こり得ない間違いである。

㉒三日。雨ふる。紀伊中納言より忍冬酒進上。しん院の御かた（四日ノ記事ナルベシ）へ御まなまいる。

勧修寺大納言より花。御まな一折進上。……。

（『御湯殿』延宝七年十二月三日条）

㉓五日。雨ふる。しけの宮ノ御方御たんしやう日にて。御かちん（六日ノ記事ナルベシ）一ふた。御てうしひさけまいる。

戸田越前のかみ（七日ノ記事ナルベシ）よりたかのかも一折進上。……。

御月次の御歌の題飛鳥井少将へしたゝめ進上候やうニ長はし（八日ノ記事ナルベシ）よりほうしやうまいる。……。

あしたの物うんそうかゆまいる。……。

（『御湯殿』延宝七年十二月五日条）

右に挙げた両日条の条文をみてみると、「四日」・「六日」・「七日」・「八日」と傍注が付されており、後日に連続して三日から八日まで記されていることが窺える。まとめて記されたために日付の記入漏れが生じ、傍注が施されたのであろう。

また、次に示す㉔・㉕の記事を比較してみると、

㉔廿一日。なかはしよりほんてん（梵天）（梵天とは「梵天瓜」の略―※北上注）まいる。二條とのよりいつみにてひやさせらるゝとて御うり一こまいる。大すけすもしまいる。めうしん寺より御うりまいる。もんせき。たけのうち（竹内門跡・曼殊院宮）殿御まいり。

廿三日。御たんしやう日の御くわんすまいる。……。

（『御湯殿』天文四年六月二十一・二十三日条）

㉕廿一日、……、勾当瓜進上、二条関白白瓜二籠進上、

廿二日、天晴、妙心寺瓜二十籠進上、青蓮院、曼殊院被参、

新典侍蓮花被進、

（『後奈良天皇宸記』天文四年六月二十一・二十二日条）

㉕の記事から、㉔には二十二日に記されるべき記事が二十一日条に混在し、二十二日条が欠落していることが明らかとなる。つまり、㉔の後半部「めうしん寺より御うりまいる。もんせき。たけのうち殿御まいり。」の記事は、二十二日の条文として掲げられるべきものなのである。㉒・㉓と同様に、まとめて記されたことによる誤りと思われる。

㉖……。すきの御せん三ケ日。七日。立春。十五日四季の間にてまいる。……。

（『御湯殿』天和三年正月一日条）

とあるように、一日の記事の中に後日の出来事がまとめて記されている。

その他に、

㉗花山院大将はいかにて。三色三荷しん上。御三間にて御たいめんあり。申の口にてはいたふ。

（『御湯殿』天和二年十一月三十日条）

㉘花山院右大将はいかにて。三色三荷まいる。御三間にて御たいめんあり。申の口にてはいたふ。

（『御湯殿』天和二年十二月一日条）

と重複記事もしばしば見られる。

以上のことから、『御湯殿』が後日にまとめて記され、編集されていたものであることが知られる。そして、このような方法によって日記が作成されたので、日次記の体裁を採るにも関わらず、日付の間違いや記事の重複が生じたのである。

三　日記と勾当内侍との関係

『御湯殿』には、勾当内侍の職掌が強く表れている。勾当内侍については、浅井虎夫氏が「後世、内侍（尚侍のこと―※北上注）を置かれざるに至りてよりは、奏請宣伝のことは多く勾当内侍の掌るところとなりたり。されば将軍家よりの奏請も、勾当内侍取次ぎたり」[10]と述べておられるように、廷臣や幕府、寺社との文の遣り取りが専ら勾当内侍の職掌となり、宮廷の事務的・政事的な面にもその才能を発揮していた。文筆に優れた能書家の女房（右京大夫以下の三大夫）を侍女として多く抱えており、勾当内侍は記録類を取扱うことを専門とする女房であった。このことは、次に示す記事から、より明らかとなる。

㉙……。みなせちうなこんとしよりまいり候て。わつらいけに御入候まゝ。〔水無瀬中納言〕〔年寄り〕〔落髪〕らくはつの御いとま申さるゝとて御うたしん上あり。御へんかあそはさるゝ。なかはしまて文まいる。なかはしより返事あり。……。

（『御湯殿』慶長五年八月二十一日条）

㉚〔右府〕ゆふふよりたかのつるまいる。〔鷹の鶴〕長はしよりてんそうまて御ふみ出候。

（『御湯殿』慶長十五年十二月五日条）

㉛……。将くん家より初〔鶴〕つる進上。長はしより奉書出ル。

（『御湯殿』天和二年七月二日条）

㉜ひむかしのとうゐんとのゝ御院かうさためのほのきまいる。〔風記〕……。

（『御湯殿』文明十三年七月二十日条）

㉙の記事から、勾当内侍が天皇と廷臣との取次役という役割を果たしていることがわかる。㉚の記事からは、前右大臣である徳川家康からの鶴の献上品が勾当内侍宛に届けられ、勾当内侍より武家伝奏を介して徳川家康に請状が出されていることがわかる。㉛も㉚と同様である。㉜の記事からは、院号定に関する「風記[11]」が御内儀に届けられていることがわかるのであるが、

㉝……、御神楽風記付勾当内侍局令進上了、

（『実隆公記』文明八年十二月十日条）

㉞〔内侍所〕ないしところ行幸の風記まいり候、日次〔治定〕ちゝやうし候はゝ、あいふれ候てちうしん〔注進〕ともとゝのへ候て申入候へく候よし、御心えて御ひろう候へく候、かしく、

勾当内侍殿御局へ　　もとなか

（『元長卿記』文明十四年御教書）

と公家日記に見られるように、風記は勾当内侍の元に届けられるのが通例であった。

以上から明らかなように、勾当内侍は文書の扱いを専門とした事務官長的存在であったわけであるが、このことは公家日記から更に裏付けることができる。

㉟今日故帥卿七廻也、為焼香向二尊院、……、自晩頭女房奉書到来云々、披見之処彼七廻御悲歎之餘被染御筆之由之御製二首拝領之、則向勾当内侍局畏申之趣且申入了、……、

（『実隆公記』文明九年八月十日条）

㊱……、長橋御局より一位殿御返事有之也、まさむね〔伊達政宗〕より紅花千きんしん上おもしろくおほしめし候、よく御心候て申せとて候、此よし中つかさ〔土御門泰重〕へ御つたへ候へく候、如此候、此文則政宗使相渡申候、珍重申候、

（『泰重卿記』元和九年七月二日条）

㊲……、四日煤払ニ従長橋殿廻文有之、……、

（『言経卿記』慶長四年十二月十五日条）

㊳今日彗星之勘文調進申候、従長橋殿御局上申候、……、

（『泰重卿記』元和四年十月二日条）

㊴禁裏之御本四條家系図一冊、先日申出候、長橋局迄持参返上申候了、……、

（『言継卿記』永禄九年五月二十三日条）

㊺・㊱の記事から、勾当内侍が天皇の勅をうけたまわって女房奉書を廷臣に下していたことが知られる。㊲の記事からは、勾当内侍が廷臣の招集を「廻文」（今日の回覧板）で行っていたことが窺える。㊳の記事は、陰陽家である土御門（安倍）泰重により彗星の勘文が勾当内侍に付されたという内容である。㊴の記事から、勾当内侍が禁裏の典籍類をも管理していたことが窺える。

また、勾当内侍は一章でも取り上げたが、廷臣の官位申請に関することにも携っている。以下に、その一例を紹介したい。

㊵今日依有所存、当官已下賀茂伝奏等申沙汰之条々、可被令上表了、

当官幷賀茂伝奏・御会共申さた・能州一青・越州河合庄申つき、以上悉上表といたし候、愚昧未練の身として事上あつかり候て、理ひの分別も候はて、空おそろしく日来存候つる、とにかくに罷過候き、かた〳〵かくこのむね候程に、しんしやくいたし候、このよし御心え候ておほせ候へく候、かしく、

勾当内侍殿御局へ　　もとなか

（『元長卿記』永正十年五月八日条）

㊶自右衛門督許有使者（楽所奉行）、舞人両人申受領、（狛近朝申伯耆守　狛近泰申播磨守）則付勾当内侍令披露、勅許、口宣案遣之了、……、

（『実隆公記』文明七年八月二十四日条）

㊵の記事から、記主である甘露寺元長が権中納言・賀茂伝奏・禁裏御料所である能登一青庄や越前河合庄の代官の辞職を勾当内侍に上表していることがわかる。㊶の記事からは、舞人の官職申請が楽所奉行から蔵人頭である三條西実隆を介して勾当内侍に申し入れられていることが知られる。

その他に、勾当内侍の重要な職掌として年貢出納管理を挙げることができ、その総責任者であった。

㊷……。越前より河合荘〔越前〕〔河合荘〕まいる。経元とりつきてなかはしへおさまる。

（『御湯殿』永禄三年正月二十日条）

㊸……。ゑちせん〔越前〕かわいの〔河合〕しようよりのおくり状かんろし（甘露寺経元）よりまいる。

（『御湯殿』永禄四年三月四日条）

㊹のせ（能勢郡）（玄猪に食する野瀬餅のこと―※北上注）百かう〔百合〕つの〔津国〕くにのせのこほりへなかはし申つけ候。……。

（『御湯殿』慶長五年十月四日条）

㊺……、禁裏御料所能州一青御貢〔公〕用、去々年分残且千疋到来、送勾当局畢、……、

（『元長卿記』永正九年正月十八日条）

㊻……、及晩越前御料所御貢〔公〕用之内、先且千疋従下京召寄、遣長橋局了、

（『元長卿記』大永三年正月六日条）

右の条文から、勾当内侍が年貢出納に当っていたことと、勾当内侍の元には領地の代官から「送状」というものが届けられていたことがわかる。勾当内侍は日記を作成するにあたり、この「送状」[12]を参考に年貢出納について記していたのであろう。男性による記録にみられないほど、年貢出納や献上物について詳細な記述となっているのもかかるやり方によるものである。

中世後期・近世においての後宮は、後宮十二司の内侍司のみが遺存し、御内儀の経営に当たっていた。内侍司の長である尚侍は、多く摂関家の女子が任じられていたが、時代が下るにつれて摂関家の女子が中宮や女御として入内することが通例となり、その官に任じられる者は見られなくなる。従って、典侍の長である大納言典侍（大典侍（オオスケ））を筆頭として、新大典侍・目々典侍・新典侍・今参局、内侍（掌侍）の一臈である勾当内侍（長橋局）・中内侍・右衛門内侍・新内侍、命婦の伊予・大御乳人・駿河・河内、女孺（御末）、内侍所の刀自・采女等によって構成されていた。しかし、年貢出納や献上物の管理・表向きとの交渉などの公事を専ら職掌とする勾当内侍は、宮廷内外にその名を馳せ、権力は大典侍を凌ぐものがあった。そのことは、『御湯殿』から明らかとなる。

㊼……。准后。女御へくわんはくより小袖一かさねつゝまいる。なかはしへも一つまいる。大すけ殿。めゝすけ殿。大御ちの人。そのほか女ちうへも御みや（御土産）あり。

（天正十五年二月六日条）

㊽しやうくん〔将軍〕さんたい〔参内〕あり。……。しんもつ〔進物〕しろかね〔白金〕千まい。女ゐんの御所へ二百まい。宮の御かたへ百まい。女御の御かたへ百まい。新大すけ殿。こんすけ殿。御みつ御れう人。めゝすけ殿。大御ちの人三十まいつゝ。長はし五十枚。しんないし殿二十まい。いよ殿十まい。こや。いつも五枚つゝ。すゑしゆう〔末衆〕。御物し。女しゆ〔女孺〕。した〳〵まてたふ。……。

（慶長八年三月二十五日条）

㊾女中へもちきやう。こそてまいる。しゆこう。女御小袖五かさね。しらかのいと卅きん。りやうち三百石まいる。大すけ。なかはし。大御ちの人百石。残みな五十石也。……。

（慶長十六年三月十六日条）

右の記事の内、㊼は関白豊臣秀吉、㊽は征夷大将軍徳川家康の参内に際しての献上物について記されたものである。この㊼・㊽の記事から、勾当内侍は准后や女御に等しい待遇を受け、大典侍をはじめとする典侍格の女房を凌いでいることがわかる。このことは、女房の扶持高を見てみるとより一層明らかとなる。㊾の記事がそれである。大典侍・勾当内侍・大御乳人の三女官は百石を食んでいる。参考までに近世末（慶応元年）の女房の俸禄を掲げてみると、大典侍が二百石、その他の典侍は各々百二十石、勾当内侍は二百石、その他の内侍は各々百石、命婦の筆頭である伊予は百石、命婦の二臈（勾当内侍付）である大御乳人は二百石、その

他の命婦は六十石となっている。[13] 時代によって石高の違いはあるものの、勾当内侍や勾当内侍付の大御乳人が筆頭女官である大典侍と同等の俸禄を食んでいた。要するに、大典侍・勾当内侍・大御乳人は中世後期・近世を通して宮中女官の代表的・取締役的な存在であったのである。

また、勾当内侍は職務が広範囲に及ぶため、専属の官女・下男を抱えていたことが公家日記から読み取れる。

㊿……、次長橋局之官女あちや〳〵煩之間、脈取之、……、
（『言継卿記』永禄九年三月二十五日条）

51……、禁中大御乳人愛洲薬所望間、十服遣了、長橋殿官女シテ遣了、験気之由也、……、
（『言経卿記』慶長六年正月二十五日条）

52……、長橋殿内右京大夫ヨリ杉原十帖送了、
（『言経卿記』慶長六年四月十日条）

53……、長橋殿へ参了、御局へ一頭切・快気散進了、同官女右京大夫・新大夫・茶々・タツ・久助・同アヤ丶・御コヤノウハ等十服ツ丶遣了、……、
（『言経卿記』慶長六年九月二十七日条）

54……、長橋殿内三左衛門尉ヨリ薬取来間、猶三包遣了、……、
（『言経卿記』慶長六年十一月九日条）

このように、命婦の大御乳人や女嬬の右京大夫等の多数の官女が勾当内侍の職務を補佐していたものと推測される。

以上に述べてきたように、勾当内侍の職掌や宮廷内での地位を考え合せると、勾当内侍が『御湯殿』の総轄者として如何に相応しいかを理解することができ、勾当内侍の職掌が『御湯殿』の記事に反映されていることも窺える。

四　女房名の敬称有無について

『御湯殿』の女房名には、

55……。あさかれいまいる。大すけ殿。なかはし。いよ殿（伊子）御まわり。……。
（天正十五年三月三日条）

のように、敬称「殿」が付されているものと付されていないものとが見られる。そして、敬称が付されていない女房は限定されている。つまり、勾当内侍（長橋局）・大御乳人・右京大夫には敬称が付されていない。次に示す表は『御湯殿』（続群書類従本）における女房名の敬称有無についての統計であるが、表からも明らかなように、大典侍に比べ勾当内侍（長橋局）・大御乳人・右京大夫にはほとんど敬称が付されていない。日記の編集に携っている女房には敬称が付されなかったものと考えられる。

このような傾向は、中世女流日記文学の『弁内侍日記』や近世後期の『中山績子（ナカヤマイサコ）日記（「心おほえ」）』、『長橋局日記』、『静寛院宮（セイカンインノミヤ）御側（オンソバ）日記（「心おほえ」）』、『押小路甫子（オシノコウジナミコ）日記（「心おほえ」）』等に見出すことができる。その一例を次に示してみたい。

56宝治三年正月一日、寅の時四方拝なり。清涼殿へ出でさせ給ふ御ともに按察の三位殿、中納言のすけ殿、勾当の内侍殿。奉行宗雅。春のはじめの事がら、まことにめでたくて弁内侍、今日になる時をば春のはじめとて
いのりなれたる方もかしこし
（『弁内侍日記』七七・四方拝）

57御機嫌御よし〳〵仁孝天皇様御十三聖忌ニ付観行院殿はしめ

より御心さしあたゝかき品大すけ（記主・中山績子―※北上注）新すけ殿宰相典侍殿長橋殿伊予殿越後殿能と殿駿河殿より金五百疋知定はしめへ三百疋是も観行院殿へもたセ上御菓子料　（『中山績子日記』安政五年正月二十四日条）

58……。初夜半過しよくはれ候てこわくこの御せん御風きにあらされ候ゆへ花鳥の御間へいつる。御はいせん按察使典侍殿、長はし、大御乳人也。……。

（『長橋局日記』[14] 安政六年正月十五日条）

59御所　宮様（和宮親子内親王―※北上注）御機嫌よし長橋殿御参り直に御対面御口上も御伺遊はし候薙髪のかた〳〵も追々御いとまかた〳〵御手伝に御参り御賑々也長橋殿夕かた帰り御参りの事御下向に付　宮様よりめて度能と殿嗣子（記主・庭田嗣子―※北上注）へ紅梅しゆちん裏御なかそふ……（『静寛院宮御側日記』文久元年十月十九日条）

右の条文から、記主自身には敬称が付されていないことが知られ、『御湯殿』との共通点が見出せるのである。現代においても同じことで、自分自身に敬称を付すことはしないであろう。『御湯殿』も同じく、総轄者以下、日記作成関係者には敬称が付されなかったのである。そして、更に上記の条文に共通する点を挙げれば、女房名の列挙に際して典侍・内侍・命婦の順に記され、更に典侍・内侍・命婦の中のそれぞれの序列に従って記名されていることである。『御湯殿』にも共通することで、厳格な序列意識が垣間見られる。

以上から、『御湯殿』の執筆・編集に携った女房には敬称が付されず、主に勾当内侍・大御乳人・右京大夫らが執筆・編集者と推定できる。

女房名	「殿」あり	「殿」なし	その他
大典侍	763	812	683
勾当内侍	32	132	8
長橋局	63	4905	18
大御乳人	0	537	0
右京大夫	0	40	0

五　『御湯殿上日記』と『長橋局日記』との関係について

『御湯殿』の廃絶した後にも内裏女房によって記された日記が、典侍・内侍・命婦の日記として其々残されている。即ち、『中山績子日記（「心おほえ」）』・『庭田嗣子日記』（『静寛院宮御側日記』）、『長橋局日記』（以下、『長橋局』）・『御内儀日記』（『孝明天皇女房房子日記』『中将内侍房子記』『高野房子記』）、『押小路甫子日記（「心おほえ」）』（以下、『押小路』）・『鴨脚（イチヨウ）昭子日記（「心おほえ」）』である。

これらの日記の特徴をまとめてみると、大典侍による『中山績子日記』は天皇の動静・御内儀のことに関して詳細であるが、公事・進献等の公的な記載に乏しい。翻って、勾当内侍等による『長橋局』や命婦・大御乳人による『押小路』は公事・進献について詳しく、長橋局・大御乳人の職掌がよく表れている。まさしく、この後者の日記は『御湯殿』と同じ性格を持つものと考えられる。

『長橋局』について『国史大辞典』（第十巻　吉川弘文館）には、「勾当内侍、すなわち長橋局とその付属の女房が執筆した職掌日記。……（中略）……性格的には御湯殿上日記の後をうけて書き継がれた日記で、記載形式・文体など同日記にならい、天皇の動静をはじめ、禁中の公事・進献・女房の進退などがいわゆる女房詞を用いて仮名交じりでしるされている。……（中略）……また、日記の冊子の末尾に間々「清書すみ候也」などの注記が見られ、本書が草稿本であることと、別に清書本があったらしいことが窺える」と解説されている。

実際に宮内庁書陵部において原本を調査してみたところ、記載形式・文体ともに『御湯殿』と同じである。また、草稿本には「勾当内侍とのゝしるす」「少将内侍とのゝしるす」と条々の末尾に記されており、複数の女房によって執筆されていることが明らかになった。清書本には、草稿本のように一々執筆担当者は明記されていない。草稿本が現存するために執筆を担当した女房が特定可能で、複数の女房の手に成ったものであることが窺われる。

これらのことを踏まえて、『御湯殿』について考察を加えると、『御湯殿』にも草稿本・清書本が存在したのではなかろうか。そして、草稿本には執筆担当者が明記されていたが、勾当内侍によって編集時に加筆・修正されるとともに、執筆担当者の名前も削除され、清書本が作成されていたと考えられる。日記編集の総轄者は、加筆・修正時に誤りや文意の不明なものなどを明記された執筆担当者に質していたのではなかろうか。このような理由で執筆者が草稿本に記されていたものと推測されるのである。

京都御所東山御文庫に「御湯殿上記御下書」（勅一五七―九六）なるものが伝存している。一例を挙げると、

十二日はるゝけふないし所のせんさ日時さためのち人のきを
こなはるそうもんありことは□（御）次第にみえたり上けいおほい
の御門大納言（つねみつの卿）へんかたなかしきし（すけかと）

（寛文三年正月十二日条）

右のようなもので、加筆されていることが確認できる。つまり、これが草稿本の性格をもつものである。『御湯殿』においても、下書きが作成され、加筆修正が施された後に清書されていたことが、この「下書」の存在から明らかとなるのである。

また、『御湯殿』と『長橋局』の性格的類似点を挙げれば、朝家の正統性を主張するものとしての性格があったものと考えられる。松薗斉氏は、「日記の家」を論じておられる中で、「家記」を所有することによって朝廷内における儀式・政務の場での発言権を強化し、ひいては家の発展・存続の基盤確立につながると論じておられる。また、平安時代中期以降、中世にかけての天皇・天皇家を「日記の家」の視点から検討され、とくに南北朝以後の皇統の分立が見られるようになってからは、天皇家に集積された「家記」は天皇の「家」としての正統性を補完するものとして形成されていったと述べておられる。[15]『御湯殿』は後土御門院の御代より始筆されているのであるが、後土御門院の父帝である後花園院は伏見宮貞成親王の王子として降誕され、後小松院の猶子となられ践祚されている。一方、『長橋局』は孝明天皇の御代の安政五年より執筆されている。しかし、記主である高野房子が嘉永五年より『長橋局』と同様の形式による『孝明天皇女房房子日記』を記しているので、実質は嘉永五年と捉えることができる。

そして、嘉永五年は孝明天皇践祚の六年後で、後桃園院の皇女で光格天皇の中宮である欣子内親王（新清和門院）が崩御された六年後であった。孝明天皇の祖父帝である光格天皇は閑院宮典仁親王の王子として隆誕され、後桃園院の猶子となって践祚され、後桃園院の皇女である欣子内親王を中宮とされた。[16]因みに、欣子内親王付き女房によって女房日記が記されており、『御湯殿』の後を補完するような形となっている。

ここから理解されることは、『御湯殿』『長橋局』も皇統の流れに変化が生じたのと連動して始筆されていることである。[17]『長橋局』は後花園院にはじまる伏見宮後崇光院流の皇統を引く欣子内親王（光格天皇は閑院流の皇統）の崩御の六年後から執筆されているのである。[18]藤田覚氏は、『小夜聞書』から以下のことを導き出しておられる。つまり、光格天皇は閑院宮家より養子となって皇統を嗣いだので、天皇家の血筋・血脈が遠くなり、廷臣や幕府から軽く見られ軽く扱われたということである。後花園院・後土御門院も同様な境遇であったと思われる。このような天皇家の事情において、「記録」の作成が求められるのは自然の趨勢であったと思われ、その要求に応じる形で『御湯殿』『長橋局』が書かれたものと推測されるのである。

しかし、後花園天皇以降は皇統も一本化し、皇位継承も安定して行われている。従って、『御湯殿』も成立の初期段階を過ぎると朝家の正統性を主張するものとしての性格は希薄と化し、『長橋局』も『御湯殿』と同様で、むしろ次に示す公事奉行に資するという性格が濃くなって行く。

⑥……、今夜内侍所臨時御神楽也、……、此記之類数十帖（残分三冊 其数分明不覚）、幷近年為壹本続加書状等記又数十巻、明応九年七月廿八日、京都大焼亡時焼失了、

（『宣胤卿記』延徳元年十月十六日条）

と中御門宣胤の記録に見えるように、戦火によって記録類の多くが焼失したことが知られる。このような状況は、中御門家に限ったことではなく、多くの廷臣の家記も焼失を免れ得なかったものと推測される。よって、公事奉行に資する為の記録が要求され、『御湯殿』にその期待が寄せられたのではなかろうか。

『御湯殿』『長橋局』の成立背景には、先に示した皇統の変化とともに幕府権力の変化が垣間見られる。つまり、『御湯殿』の成立した後土御門院の御代には応仁の乱による幕府権力の衰退が顕著となり、『長橋局』成立の孝明天皇の御代には異国船来航によって尊皇攘夷の気運が高まり、幕府権威の翳りと皇室権威の高揚という朝幕の権力関係の逆転現象が生じた。高埜利彦氏は、近世後期の朝幕関係を論じておられる中で、「社会の側が内憂外患と呼ばれる国内外の危機感を強める状況のもとで、幕府権威にとって代る権威を求めはじ[19]め、「幕府の持つ国家権力としての権威が、きびしい内憂外患のなかで翳りを落としはじめるのに反比例して、天皇・朝廷の権威は自立し浮上していくことになる[20]」と述べておられる。そこで、朝廷の幕府に対する権力奪還の備えとして、政事に関する確固とした「記録」が必要とされはじめたものと思われる。このように社会情勢と両日記の成立は密接に関係していると言っても過言ではなかろう。つまり、皇統の変化という「内的要因」と朝幕間における政事権力の変化に起因する「外的要因」によって女房日記の性格も変化することが『御湯

殿』『長橋局』の両日記から窺われるのである。

『御湯殿』は、

⑥1……、典薬頭親就朝臣去三日申御礼、於御三間馬道御対面、恒例事也、件之道近年自御懸参入云々、然今度、自殿上経東階前参上、不被得其意之由仰候処、曾他之道無覚悟由間、御湯殿上日記等召出、其年去々年此分也、雖然猶不能承引、緩怠之間、為御罪科可被止寮頭、次座如何之由仰也、……、逆鱗猶不安間、明日於勾当局堅被召仰、至承伏者可有寛宥之御沙汰、若又猶存緩怠者、沙汰之限也、……、

（『元長卿記』永正七年正月十七日条）

と公卿の日記にみられるように、朝家の先例・慣習の典拠となるものであって、一女房の職掌日記ではない。つまり、朝家に関わる人々の共有物であったのである。個々の女房が執筆したものを勾当内侍等の『御湯殿』の編集者によって取りまとめ編集されることによって、日記の性質がより公的な性格を整え、先例勘考の典拠としての性格を保持するに至ったのではなかろうか。その日記の性質の変化は、表向きとの交渉を専らとし内外にその権勢を揮う「勾当内侍」という女房によるところが大きいものと考える。従って、公事奉行に資する公的な性質を持つ『御湯殿』において、どの女房が執筆を担当したかという女房内々の私的なことは削除されたのであろう。『長橋局』もまた然りであろう。

孝明天皇の御代に入ると、外国船の来航・公武合体など国事多難となり、朝廷も幕府とともに政事に携るようになる。そのような変化により、朝廷の存在が急激に意識されるようになる。そのような中で、光格天皇よりの皇統の変化で盤石と言えない朝廷において、公武合体における朝廷政事の記録として『長橋局』が記され、また安政以後に多くの女房日記が執筆されはじめたのであろう。

以上のように、『御湯殿』『長橋局』を併せて検討し、また『長橋局』の特質を捉えた上で『御湯殿』を考察することによって、形式・性格ともに類似していることが理解できる。勾当内侍を筆頭として、その他の多くの女房により公事・進献等について相補いながら詳細に記され、朝家の先例・慣習の典拠となる日記へと至らしめられ、「朝廷の公事奉行に資する記録」「皇統を正統性付けるもの」「朝幕間における政事的交渉の備忘録」としての性格を備えるに至ったのである。

おわりに

一から五まで執筆者・執筆方法について詳しく検討してきたが、結局、勾当内侍や勾当内侍付きの官女等の記録物を専門に扱う女房によって確固としたプロジェクトチームが構成され、その構成員によって執筆・編集されていたということを明らかにし得た。そして、記録物を扱う勾当内侍は、その立場から男官の記した記録物を取り集め、『御湯殿』作成に引勘していたのである。このような方法で多くの資料を引勘し執筆・編集されることによって、公事に供され先例・故実の典拠となる日記が成立し得たのである。三百五十年間、記事が一定であるのも上述の方法によるものである。女房が輪番で記していたならば、記事の一定さは保たれず、女流日記文学のように個人的感懐・感情の表出が多くみられるに至ったと思われる。以下に、今後の課題と問題点を掲げて擱筆し

たい。

和田英松博士[21]や是澤恭三氏[22]が既に指摘しておられるが、『御湯殿』中に宸筆と思われる部分が含まれている。

⑫文亀三基治いとこ歟為頼昇殿之時、同四年等被経御沙汰之處、基治父祖既昇殿之上者、不及是非之由、御湯殿之上御記に、先皇被染御筆一巻被見了、雖然御対面之事慥不見之間、如何之由被仰　（『言継卿記』天文十七年正月十二日条）

とあるように、『御湯殿』が「御記」と示されている。しかし、ここでの「御記」とは部分的に宸筆であることに対する敬称であって、『宇多天皇御記』と言ったような日記全体を「御記」として捉えているのではないと解するのが適当と思われる。なぜなら、原本・写本ともに外題には「御湯とのゝ上の日記」「御湯とのゝ上の記」と記されており、また『御湯殿』が全て「御記」であるならば、わざわざ「先皇被染御筆」と示す必要は無いわけである。本来は女房によって記されるべきものであるので、敢えて「御記」と示したものと推測する。このような事は、醍醐天皇の皇后・藤原穏子による『太后御記』にもみられる。「御記」であるが、実際は穏子皇后に奉仕する女房によって記されたとされている。[23]

また、和田英松博士は、後柏原院・後奈良院・正親町院の宸筆が『御湯殿』中に部分的に認められ、正親町院は『御湯殿』を抄録し儀式や行事の部類記を作成されたと示しておられる。[24]しかし、『御湯殿』の記録期間中において、後土御門院・明正院（女帝）・後光明院・東山院・仁孝天皇を除いて歴代の宸記が存在している。これらの宸記は、まとまった記載期間のものではなく、その多くが儀式や行事の別記のような性格のものである。ここで大きな問題となるのが、宸記と『御湯殿』との関係である。つまり、宸記と『御湯殿』の相補関係の有無や朝廷における両記録の位置付けについてである。

松薗斉氏は、先に挙げた⑫の記事から「「先皇」（後柏原天皇）が『御湯殿上日記』を執筆していたことだけではく、集積・相伝されていたこの日記が天皇サイドで引勘されていたことがわかり、決して廷臣も利用可の開かれた日記ではなかったと推測される。つまりこの日記は女房の輪番という一見古代の公日記的な側面を持っていても、本質的には天皇自身の日記の行為と密着した存在であったといえよう[25]」と述べておられる。しかし、『御湯殿』には早い段階で廷臣によって写本が作成され流布していたことが知られ、決して秘されるべきものでは無かった。その一つに、一條家本（元亀三年記・副本）の奥書には「右ゆとのゝうえの記正本禁中献上了。正本尤女房之筆也。」とあり、早い段階に禁中より一條家へと流出していたことが窺われる。後西院による禁中御文庫記録書写事業においても元亀三年分は欠本となっており、後年の禁中火災において『御湯殿』の原本が焼失（貞享九年以前の『御湯殿』は後西院による写本が遺存）し、一條家より禁中へ原本（正本）が献納された経緯がある。よって、元亀三年分は禁中火災によっても難を逃れ、原本が遺存している。その他、藤波家本・滋野井家本・勧修寺家本・鷹司本・近衛家本・柳原家本・三條家本・押小路家（地下官人で太政官大外記および明経博士の家）本・前田家本など五十種余りの写本が知られる。『御湯殿』の流布本の数と⑪の記事を考え合せると、『御湯殿』は廷臣も利

用可能な開かれたものであったことが分かる。それに反して、歴代の宸記は写本も皆無に等しく、京都御所東山御文庫に今なお秘蔵されている。

宮内庁書陵部に霊元院の御蹟なる「後水尾法皇八十御賀の記」（延宝三年十一月十四日）の草稿本が蔵されているが、それには表紙の左端右下に小さく「女房記」と記されている。筆蹟から「霊元院宸記」とされているのであるが、文体は仮名書きであるため、一見すると女房日記に見紛う。『御湯殿』同日条を見てみると、法皇八十御賀について詳記されている。何故に「後水尾法皇八十御賀の記」に「女房記」と記されたのかは不明であるが、想像を逞しくすれば、『御湯殿』の同日条の別記的な性格を有するのではなかろうか。そして、実質は天皇の御蹟になるものであったが、『御湯殿』の立前上は女房が記すべきものであったので、わざわざ「女房記」と記されたのではと推測するのである。このことは、宸筆の女房奉書が遺存していることからも想像できる。天皇がわざわざ仮名による散し書きで筆を染められているのである。あくまで推測の域を出ないが、室町期において女房の欠員の慢性化のために、天皇御自ら『御湯殿』の記録作業に加勢され、または不備を補われる為に『御湯殿』の別記的なものを作成され、もしくは『御湯殿』の日次記事を補完するものとして宸記を成されたのではなかろうか。それにはやはり、「儀式・行事の復興」と「その足跡たる記録」が念頭にあったと思われる。これらのことについては、今後更に検討を加えて行くつもりである。

福長進先生は、『栄花物語』を論じておられる中で、女房日記と歴史物語の関係を検討され、「栄花物語が紫式部日記の敦成親王誕生の記録を取用して初花巻の叙述を形成していることは周知のことだが、他に、今日遺存していない多くの女房日記が収用されている」[26]と示しておられる。先生の御論稿を拝読して想起されるのが、近世後期における女房日記の環境である。すなわち、女房間において日記の貸借が行われていたということである。そして、その実例は『押小路』に見られる。『押小路』は安政六年正月より始筆されている訳であるが、記主である甫子が何らかの理由で記すことができなかった部分は、日記の表紙に「慶応元丑年七月より十二月二十九日迄　越後殿心覚うつし置　甫子」とあることからもわかるように、同僚の女房である命婦の越後・鴨脚昭子[27]の日記を写している。表向きに携る勾当内侍付の大御乳人としての立場から、他の女房日記の借り受けが可能となり得、また公的な女房日記である『長橋局』の執筆材料として供する必要から貸借が行われていたとも考えられる。要するに、「個」の日記ではなく、「公」「職掌」的な性格を持つのである。それは、畢竟するに、没個性的な性格となる訳である。『御湯殿』も先に述べたように、多くの男官の記録とともに、今日に遺存しない多くの女房日記（『御湯殿』に収用された為に、結果として個々の女房日記は遺存しなかったとも言える）が収用されていたものと推測されるのである。

そして、『御湯殿』のように女房日記が記録的になる一因として、女性の資産管理能力が訓練され、中世の女性が実務化したことを挙げることが出来る。論題から外れるので詳しくは述べないが、このことについて主に女性史の分野から脇田晴子氏[28]や田端泰子氏[29]が、国文学の分野から岩佐美代子氏[30]が、法制史の分野から中

田薫氏[31]が、それぞれ論じておられる。先例勘考の典拠とされる『御湯殿』の執筆を女房に委ねられ、勾当内侍がその任務に応え得たのも、先学諸氏が示しておられる中世の女性の社会進出と密接に関係しているものと思われる。『御湯殿』記事中に年貢出納に関する記事等が多々見えることからも頷けよう。

本稿において、平安時代以来の伝統的な女房日記の系譜の上に実務化した中世の女房によって新たなる日記の環境が形作られ、確固とした構成員によって公事奉行に資する先例勘考の典拠たる『御湯殿』が規則的に執筆・編集されたということを明らかにし得た。今回は、勾当内侍と一部の女房にしか触れ得なかったが、稿を新たにして中世・近世の後宮や女房制度を更に明らかにしていくつもりである。

注

（1）是澤恭三氏「御湯殿上日記に就て」（『歴史と国文学』第七巻五号　昭和七年十一月）

（2）和田正夫氏「御湯殿上日記の研究（上）」（『国史学』第十二号　昭和七年九月）

（3）是澤恭三氏「御湯殿上日記の構成」（『国史学』第四十九・五十号　昭和十九年十月）

（4）小高恭氏『お湯殿の上の日記の基礎的研究』（和泉書院　昭和六十年二月）

（5）小高恭氏は、同著『お湯殿の上の日記の基礎的研究』の中で、明応九年四月二十八日条の「くわしくはこうたう内侍とのゝつほねにしるしおかるゝ」という記事から、勾当内侍は別に日記を記していたと述べられ、また、寛永二十一年の表題脇に「上らふ大すけ　藤ないし」という女房名が明記されていることから、勾当内侍は『御湯殿』の執筆者ではないとされている。天文五年三月十四日条に「こよひ女しよいあり。（中略）くわしき事はへちにあるへし」や天文五年二月二十六日条「御しよくゐあり。（中略）くわしき事きろくにあるへし。大かたの事也」、大永六年六月十二日条「ふしみ殿はしめまいりて御所〳〵おとこせう〳〵御ゆいもつ有。へちにしるしてあり。（後略）」とあることから、『御湯殿』には別記が存在したことがわかる。『御湯殿』は、公事奉行に資する先例勘考の典拠となるものであって、別記が存在するのは当然の事である。別記は「こうたう内侍とのゝつほねにしるしおかるゝ」とあるように、勾当内侍によって記されていたのである。以上から、却って『御湯殿』の作成に勾当内侍の関与が注目されてくるのである。別記については、平安期に太政官の外記によって記された公的な記録である「外記日記」に「外記別日記」といわれる別記が存在していたことが知られる。また、公家日記にもしばしば見られ、『本源自性院記』元和九年閏八月十六日条に「今晩関白宣下之事アリ、次第註別紙」とあるように、儀式などの記事は別に記されていた。

また、寛永二十一年の表題脇に記されている女房名については、『御湯殿』が編集されたもので、草稿本と清書本が存在したとする私の論の主旨からすれば、この表題の女房名は日記作成の構成員や清書を担当した女房名とも考えられ、直ちに執筆者には結びつかないのである。

（6）脇田晴子氏『日本中世女性史の研究』（東京大学出版会　平成四年五月）

（7）右京大夫は、三仲間（命婦の下の身分の女官）の長で、右京大夫以下三大夫は勾当内侍に専属し、内政の事に関係した。諸方へ

出す書状（女房奉書等）は勾当内侍の命を受け右京大夫以下三大夫が認め、並一通りでない能書の人が多くいた。

（8）散状について、『国史大辞典』（吉川弘文館）によれば「諸役を参勤する公卿・僧侶などの人名を列記した文書のことで交名とも呼ばれた」とある。

（9）下橋敬長氏述・羽倉敬尚氏注『幕末の宮廷』（平凡社　平成七年九月）、『日本国語大辞典』（第二版・小学館）

（10）浅井虎夫氏『新訂女官通解』（講談社　平成十二年二月）

（11）「風記」について、『日本国語大辞典』（第二版・小学館）によれば「儀式その他の諸事を行なうに先立ち、占卜の結果出た決行の日時や、予定される担当者などを記して上申する文書」とある。

（12）「送状」について、『国史大辞典』（第二巻　吉川弘文館）には、「物品・金銭などを送りとどける時に、それに添えて、または別にその品目・数量などの明細を注記して知らせる文書。送進状（そうしんじょう）・送進文・送文などとも呼び、または単に送りとのみいう。もっとも多いのは荘園年貢の送進状で、「右、所送進如件」と切紙に書かれ、端裏書としてその到来した日付が書き込まれる。預所から年貢を納めるときは「右、所納如件」と書いた納状（おさめじょう）が送られることが多い。送状でも納状でも受け取った側からは請取状が出されるのはいうまでもない。（後略）」と解説されている。慶長九年正月十五日条に「あふみのこんしょう寺よりくわんしゅ。御かうすいまいる。長はしより文いつる。（後略）」とあるように、献上物に対して長橋局（勾当内侍）から請取状が出されている。勾当内侍の元には「送状」が届けられ、それに対して「請取状」が出されていたのである。

（13）小玉正任氏監修、大賀妙子氏校訂・編集『幕末公家集成』（新人物往来社　平成五年二月）

（14）『長橋局日記』の原本は、宮内庁書陵部に安政五年（一八五八）より慶応三年（一八六七）に至る十ヶ年分、二十八冊が伝存されている。また、孝明天皇記資料として、明治二十七年御内儀本を書写した写本四冊が存在する。本条文においては原本を用い、適宜句読点を施した。

（15）松薗斉氏『日記の家―中世国家の記録組織―』（吉川弘文館　平成十二年十月）

（16）宮崎荘平氏『女房日記の論理と構造』（笠間書院　平成八年十月）

（17）《皇室系図》…〈天皇名〉…皇統の移動を表す。天皇名…『御湯殿』の記載期間における在位天皇。天皇名…「欣子内親王女房日記」記載期間における在位天皇。天皇名…『長橋局日記』記載期間における在位天皇〉

（18）藤田覚氏『幕末の天皇』（講談社　平成六年九月）

（19）高埜利彦氏「後期幕藩制と天皇」（永原慶二編『講座・前近代の天皇2　天皇権力の構造と展開　その2』青木書店　平成五年四月）

（20）注（19）に同じ。

（21）和田英松博士『皇室御撰之研究』（明治書院　昭和十八年八月）

（22）注（3）に同じ。

（23）注（16）に同じ。

（24）注（21）に同じ。

（25）注（15）に同じ。

（26）福長進先生「栄花物語と女房日記」（『国語と国文学』第六十四巻第十一号　昭和六十二年十一月）

（27）父は、鴨社前正祝鴨脚故秀豊卿。母は、家女房。越後局と称し、六十石を食んでいる。命婦の多くは、下鴨・上賀茂・松尾・春日

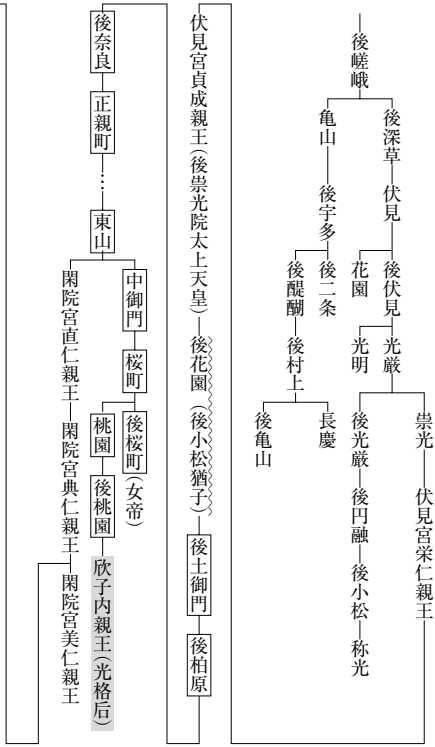

の社家の女や地下官人の女で構成されている。（『幕末の宮廷』『幕末公家集成』）

(28) 注（6）に同じ。

(29) 田端泰子氏『日本中世の社会と女性』（吉川弘文館　平成十年十二月）

(30) 岩佐美代子氏「中世女流日記研究への一提言」（『国文鶴見』第十九号　昭和五十九年十二月）

(31) 中田薫博士「中世の財産相続法」（『法制史論集』第一巻　岩波書店　昭和六十年十二月）

※末尾ながら、史料を拝見させて頂いた宮内庁書陵部に心より感謝申し上げます。

（きたがみまさお／神戸大学大学院生）